■時効期間まとめ

	短期	長期
債権 １６６、１６７条	債権者が権利を行使することができることを**知った時から**5 年間	権利を行使することができる時から 10 年間
債権または所有権以外の財産権 １６６条		
取消権 １２６条		
詐害行為取消権 ４２６条		
売主の担保責任 ５６６、１６６条	**物の品質・種類に不適合**	
	物の数量、権利に不適合	
請負の担保責任 ６３７条	**物の品質・種類に不適合**	
賃借人の費用償還請求権 ６２２，６００，１６６条		
不法行為による損害賠償請求権 ７２４、１６７条等		
遺留分侵害額請求 1048 条		

Copyright © 2021 宅建部 All Rights Reserved　無断転載・無断配布を禁じます